

平成19年度から

米の経営安定対策が変わります

農家の減少・高齢化や、農産物をめぐる国際ルールが厳しさを増すなかで、地域農業を担う「担い手」（＝大型農家）や集落営農の育成が急務となっており、平成19年からすべての農作物について、国の経営安定対策は担い手へ重点化されることになりました。

これまで米、麦、大豆等の品目ごとに行われていた経営安定対策については、それぞれの価格に着目した対策から、意欲ある担い手へ対象を限定し、農家ごとの経営に着目した対策「品目横断的経営安定対策」へと変わります。

品目横断的経営安定対策へ加入できる「担い手」とは？

まず、米の生産調整を実施している必要があります。

①認定農業者

◇地区ごと定めた面積（下表参照）以上の田畑を耕作する農家

◇農業所得が250万円以上で、米に係る収入等（収入・所得・経営面積）が27%以上の農業者

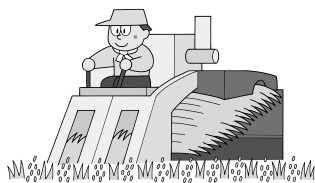
②基準面積（下表）以上の水田を耕作する集落営農組織
◇規約があり、二元経理（米を一括して販売し、組織参加者に配分する）を行っている組織

経営規模に算入できる農地とは？

実際に耕作している田及び畑で、自己所有地と正式な借地、正式な作業受託契約を結んでいる農地です。

地区ごとの基準面積

地区	認定農業者	集落営農
飯山	2.6ha	10.0ha
秋津	2.6ha	11.4ha
柳原	3.7ha	18.3ha
その他	4.0ha	20.0ha



加入のメリット

■加入できる農家の対象が広がりました

アスパラ、きのこ、野菜、花などが経営の主体でも農業所得が250万円以上あれば、例えば米1haでも加入できる場合があります。

■米価が下がっても9割補てん

水稻共済金に上乗せして9割まで補てん金をもらうことができます。

■従来より少ない抛出で補てん金は同等

(例)平均米価14,000円で米価が一割下落したとき、1haあたり31,500円の抛出で126,000円まで補てん金が得られます。抛出金の割合は 生産者1:国3です。

平成19年産からの米の経営安定対策の内容

①品目横断的経営安定対策のうち 収入減少影響緩和対策

(対象…「担い手」)
米価が下落した場合、過去5年間の長野県平均米価の9割まで補てん金が支払われる制度です。ただし、麦・大豆のように国内外の格差を補正するための交付金（ゲタ）はありません。

②産地づくり対策（対象：稲作農家すべて）

生産調整や振興作物作付等の飯山市水田農業ビジョンで定めた産地づくり対策の、実施面積に応じて支払われる助成金です。この対策のなかで平成21年まで暫定的に、担い手以外の農家に対して米価下落に対する補てん金が支払われる予定です。

③集荷円滑化対策（対象：稲作農家すべて）

米が豊作の場合に生じた「過剰米」を主食用と分けて区分出荷し、米価下落を防止する制度です。主食用以外に出荷された分について、生産者抛出金や国の無利子貸付で造成された基金から生産者支援金が支払われるものです。

現行の政策と新しい対策との違い

これまで行われていた「稲作所得基盤確保対策（ゲタ+ナラシ）」と「担い手経営安定対策（ナラシ）」が、「担い手」を対象とした「品目横断的経営安定対策（ナラシ）」へ移行します。米価下落時の補てんは、担い手以外の農家は将来的には受けられなくなります。なお集荷円滑化対策はこれまでどおりです。

新しい米の経営安定対策 説明会を開催します

加入についてご検討の方は、必ず下記の説明会にご参加ください。

開催日	時間	対象地区	会場
11月27日(月)	午後3時	太田	JA北信州みゆき太田支所
		飯山・柳原・富倉	JA北信州みゆき旭町支所
11月28日(火)	午後4時	瑞穂	JA北信州みゆき瑞穂支所
	午後3時	外様	JA北信州みゆき外様支所
11月29日(水)	午後3時	秋津	JA北信州みゆき秋津支所
		木島	JA北信州みゆき木島支所
11月30日(木)	午後4時	常盤	JA北信州みゆき常盤支所
12月7日(木)	午後3時	岡山	JA北信州みゆき岡山支所
12月8日(金)	午後3時	全市	市役所4階第3委員会室

※平成19年産の加入申請は来年4月～6月で、関東農政局長野農政事務所へ直接申請となります。認定農業者の認定や申請書類の準備を、19年3月までに終えている必要があります。

品目横断的経営安定対策に関するお問い合わせは
◇市役所農林課振興係 ☎3111 内線263
◇JA北信州みゆき 営農センターおよび各支店

「いいやま景観賞」が決定

市では「全市公園化構想」に沿って、景観に関するさまざまな取り組みを実施しています。

その一つ、今回で11回目となる「いいやま景観賞」の選考会が飯山市景観形成推進協議会により行われ、結果は次のとおりとなりました。



⑥ 景観賞の米望さんの住宅。

田園風景に溶け込んだ平屋建てのシンブルな造りが評価された

■個人の部

米望忠雄さん住宅
(瑞穂・神戸)

※「団体の部」は該当なし

ご存知ですか「検察審査会」

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）の善しあしを審査することにより、刑事手続の中に国民の一般的な良識を反映させ、より良い刑事司法を実現するために設けられています。皆さんも検察審査員に選ばれることがあるかもしれません。その際には、ご協力をお願いいたします。

また検察官の不起訴処分に対する不満をお持ちの方は、検察審査会の窓口で申し立てについての相談を受けていただけますので、お気軽にお問い合わせください。費用は一切からず、秘密は固く守られます。

◇長野検察審査会事務局
(長野地方裁判所内)
026(232)4991

介護保険 三二知識 ⑥

1 要介護（要支援）認定の申請をします

市役所1階保健福祉課の窓口にて「要介護認定」の申請をしてください。

2 認定結果が出るまでは次の手順で

- ①訪問調査…本人・家族などへの聞き取り調査。心身の状況を調べます。
- ②主治医の意見書…医師が介護を必要とする原因疾患等について記載。
- ③1次判定（コンピュータ判定）…調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。
- ④2次判定（介護認定審査会）…訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、専門家が審査。

3 認定結果をお知らせ

■非該当…介護保険の対象にはならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者・将来的にその危険性が高い人など。
■要支援1、2…介護保険の対象者だが生活機能改善の可能性が高い人など。
■要介護1～5…介護保険のサービスによって、生活の維持改善を図ることが適切な人など。



介護保険サービスを利用するためには

介護サービスを利用するためには、市役所に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手順の流れは以下のとおりです。

4 介護保険のサービスを利用